

指定管理者制度の導入状況に関する調査報告書

2006年10月

茨城県地方自治研究センター

I 調査の概要

1. 調査の目的

2003年9月に地方自治法が改正され、「公の施設」の管理はこれまでの自治体が出資している法人や公的団体のみに委託できるとされていた制度が廃止され、「指定管理者制度」が発足した。これにより、公の施設の管理・運営を民間企業やNPO法人などの事業者を指定管理者として指定することが可能となった。また、同法の改正により、従来、管理委託を行っていた施設については、2006年9月までに指定管理者への移行が求められた。このようなことから、全国的に2006年4月を境に指定管理者への移行が山場を迎えるとの想定のもと本調査が実施された。

指定管理者制度については、指定管理者の選考基準、サービス評価などの課題が指摘されているが、とりわけ指定管理者制度の導入による雇用問題が現実の課題として提起されている。

本調査は、指定管理者の導入状況を把握し、制度実施にともなう具体的課題を調査・研究を進めるための基礎データとすることを目的として行った。

本調査は、財団法人地方自治総合研究所および全国の地方自治研究所・研究センターの協力により、全国の都道府県・市区町村を対象とした。本県では、茨城県地方自治研究センターと茨城大学地域総合研究所が調査主体となり調査を実施した。本報告は、そのうちの、茨城県内のデータを分析したものである。

2. 調査対象

茨城県および県内の44市町村（2006年4月1日現在）の合計45自治体。

3. 調査方法

各自治体の指定管理者主管課に当センター調査票の配布・回収を行った。

自治体に、調査票ファイルの各質問事項の入力を依頼した。

公の施設数および指定管理者施設数については、以下の例を示し箇所数とした。

なお、公の施設数については、厳密な定義を示すことができなかったため、原則として自治体の判断に委ねた。

施設の数え方 公営住宅（200団地）→200施設、都市公園（50ヶ所）→50施設

A地区センター、B地区センター、C地区センター→1施設ずつ数え、合計3施設

なお、指定管理者制度の導入状況については、2006年4月1日現在の状況について記入依頼したが、回収された調査票には2006年4月1日以降分も含まれていたため本報告書にはその分も集計結果に含まれている。

4. 調査日程

2006年5月下旬に自治体に配布し、回収日は2006年6月末日とした。

5. 回収状況

茨城県および県内の44市町村（2006年4月1日現在）の合計45自治体。

II 調査結果

1. 指定管理者制度の導入状況【Q3.Q4.Q5】

(1) 指定管理者制度の導入の有無

(表 1) 指定管理者制度の導入の有無

	導 入		非 導 入		計
	自治体数	%	自治体数	%	
県	1	100.0			1
特例市	1	100.0			1
市	26	83.9	5	16.1	31
町村	9	75.0	3	25.0	12
計	37	82.2	8	17.8	45

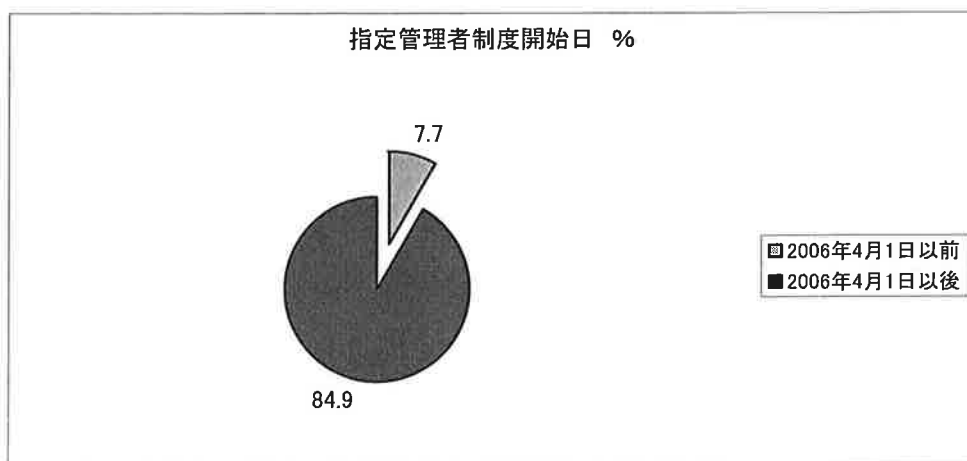
回答のあった45自治体のうち、指定管理者制度を導入している自治体数は37自治体(82.2%)であり指定管理者制度を導入していないのは、5市3町村の8自治体であった。

(2) 指定管理者導入施設数および導入率（指定管理者導入施設数÷公やけの施設数×100）

- ・指定管理者制度導入施設数は953施設。・公の施設数は5449ヶ所であり、指定管理者導入率は17.5%である。
- ・公の施設数で最も多い自治体は水戸市で541施設、続いて日立市（420施設）、土浦市（420施設）の順である。
- ・指定管理者導入率は平均は17.5%であるが、導入率100%の自治体から導入率1%までの自治体もあり、導入率は各自治体によりかなり多様な要因を含んでいる。
- ・指定管理者制度を導入した施設数は2006年4月1日以降急増した。

「指定管理者制度指定開始日」（Q15）に回答した431施設の内、2006年4月1以前の開始施設は33施設（7.7%）に対し、2006年4月1日以降の開始施設は336施設（84.9%）に達している。

(グラフ 1) 指定管理者開始日



(表2) 指定管理者制度の導入状況

No	自治体名 (Q1-1)	公の施設 数(Q3)	指定管理者 導入の有無 (Q4)	指定管理 施設数 (Q5)	指定管理 率
1	水戸市	541	1	331	61.2%
2	日立市	420	1	69	16.4%
3	土浦市	360	1	29	8.1%
4	古河市	108	1	16	14.8%
5	石岡市	121	1	1	0.8%
6	結城市	32	1	3	9.4%
7	龍ヶ崎市	194	1	7	3.6%
8	下妻市	57	1	7	12.3%
9	常総市	167	1	5	3.0%
10	常陸太田市	80	1	16	20.0%
11	高萩市	130	1	2	1.5%
12	北茨城市	145	1	11	7.6%
13	笠間市	37	1	3	8.1%
14	取手市	208	1	14	6.7%
15	牛久市	257	1	2	0.8%
16	つくば市	294	1	7	2.4%
17	ひたちなか市	136	1	34	25.0%
18	鹿嶋市	61	1	15	24.6%
19	潮来市	114	1	8	7.0%
20	守谷市	117	2	0	0.0%
21	常陸大宮市	216	1	32	14.8%
22	那珂市	65	2		0.0%
23	筑西市	207	1	7	3.4%
24	坂東市	74	1	7	9.5%
25	稲敷市	36	2		0.0%
26	かすみがうら市	79	2		0.0%
27	桜川市	73	1	3	4.1%
28	神栖市	187	1	21	11.2%
29	行方市	87	1	6	6.9%
30	鉾田市	55	1	7	12.7%
31	つくばみらい市	50	2		0.0%
32	小美玉市	50	1	1	2.0%
33	茨城町	36	2		0.0%
34	大洗町	66	1	23	34.8%
35	城里町	66	1	9	13.6%
36	東海村	50	1	14	28.0%
37	大子町	41	1	13	31.7%
38	美浦村	19	1	2	10.5%
39	阿見町	34	2		0.0%
40	河内町	27	2		0.0%
41	八千代町	39	1	3	7.7%
42	五霞町	17	1	2	11.8%
43	境町	27	1	2	7.4%
44	利根町	51	1	3	5.9%
45	茨城県	218	1	218	100.0%
	計	5449		953	17.5%

2. 指定管理者導入施設の種類の種類と導入実施自治体数【Q8. Q9】

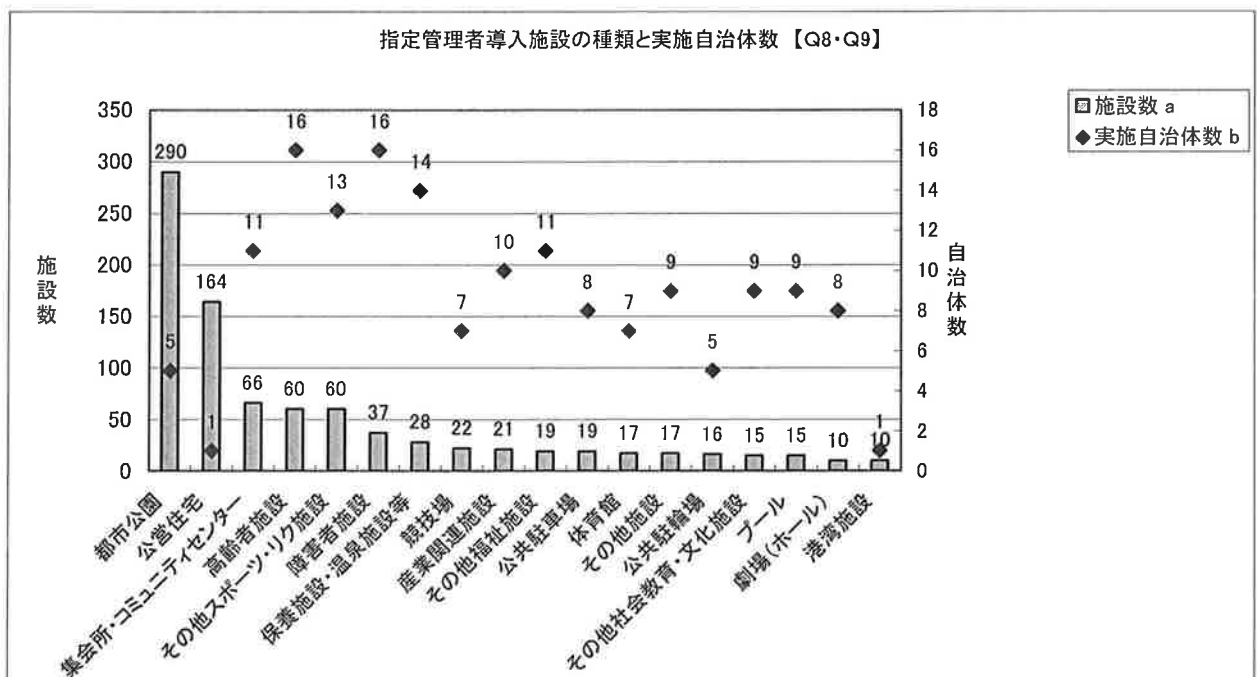
・どのような種類の施設が指定管理者を導入したのであろうか。

最も多数は「都市公園」（290施設）で次に「公営住宅」（164施設）であり、両施設で導入施設数の47.6%を占めている。「都市公園」（290施設）、「公営住宅」に続いて「集会所・コミュニティセンター」（66施設）、「高齢者施設」（60施設）、「その他スポーツ・レクリエーション施設」（60施設）、「高齢者施設」（60施設）、「障害者施設」（37施設）「保養施設・温泉施設等」（28）の順となっている。

「都市公園」（290施設）、「公営住宅」（164施設）の施設数は他の施設と比べて多いが、「都市公園」を指定管理者にしている自治体は水戸市（280施設）、古河市、ひたちなか市、坂東市、東海村の5自治体である。「公営住宅」は茨城県のみであり、指定管理者は財団法人茨城県住宅管理協会である。これらの施設は、一つの自治体内に複数、あるいは多数の施設を有する性格を持つ施設である。このように「都市公園」、「公営住宅」は指定管理者の導入施設数は多いが、実施自治体は少数である。

・ 指定管理者制度導入実施自治体数で注目すべき施設の種類の種類は、「高齢者施設」、「障害者施設」である。これらの施設の施設数は「高齢者施設」（60）・「障害者施設」（37）と都市公園、公営住宅と比べると少ないが、指定管理者制度を実施している自治体数が今回の調査で多数であったことである。また、「スポーツ・レクリエーション施設」・「保養施設・温泉施設」も施設数に対して実施自治体数が多い施設である。

(グラフ 2) 指定管理者導入施設の種類の種類と実施自治体数



(表3) 指定管理者導入施設の種類の種類と実施自治体数【Q8・Q9】

No.	施設の種類の種類	施設数 a	実施自治体数 b	b/a %
30	都市公園	290	5	1.7
37	公営住宅	164	1	0.6
16	集会所・コミュニティセンタ	66	11	16.7
5	高齢者施設	60	16	26.7
21	その他スポーツ・リク施設	60	13	21.7
4	障害者施設	37	16	43.2
41	保養施設・温泉施設等	28	14	50.0
20	競技場	22	7	31.8
40	産業関連施設	21	10	47.6
6	その他福祉施設	19	11	57.9
31	公共駐車場	19	8	42.1
18	体育館	17	7	41.2
49	その他施設	17	9	52.9
32	公共駐輪場	16	5	31.3
14	その他社会教育・文化施設	15	9	60.0
19	プール	15	9	60.0
7	劇場(ホール)	10	8	80.0
35	港湾施設	10	1	10.0
42	その他労働・産業・保養施 設	9	6	66.7
17	その他市民利用施設	8	5	62.5
2	児童館・学童クラブ	7	3	42.9
15	市民会館・公会堂	7	5	71.4
12	生涯学習センター	6	2	33.3
13	青年の家・少年自然の家	5	1	20.0
3	子ども家庭支援センター	4	4	100.0
34	葬祭・火葬場	4	3	75.0
9	博物館	3	3	100.0
36	その他都市施設	3	2	66.7
46	その他環境・廃棄物施設	3	2	66.7
22	病院	2	2	100.0
26	その他保健・医療施設	2	2	100.0
10	美術館	1	1	100.0
24	老人保健施設	1	1	100.0
28	男女共同参画センター	1	1	100.0
43	リサイクルセンター	1	1	100.0
	合計	953	204	21.4

3. 指定管理者団体の種類【Q11】

- ・「財団・社団」(666 施設) が最も多く、「社会福祉法人」(106 施設)、「その他団体」(60 施設)、「株式会社等」(47 施設) の順である。「財団・社団」はほぼすべての種類の施設をカバーしているが、その中でも「都市公園」(276 施設)、「公営住宅」(164 施設)が多い。
- ・2番目に多い「社会福祉法人」(106 施設)のうち、とりわけ障害者施設(30 施設)・高齢者施設(50 施設)に集中している。
- ・「株式会社等」(47 施設)の施設の種類の種類では、3つの領域に分けられる、第1は、物産販売・保養・温泉施設(19 施設)などであり、第3セクター方式の株式会社形態が多い。地域的には、県北・水

郡地域に多く見られる。これらは、地元の農産物の販売や自然景観を利用した保養施設を備えた温泉施設などであり、地域振興、地域産業育成策の特徴を持つ施設である。

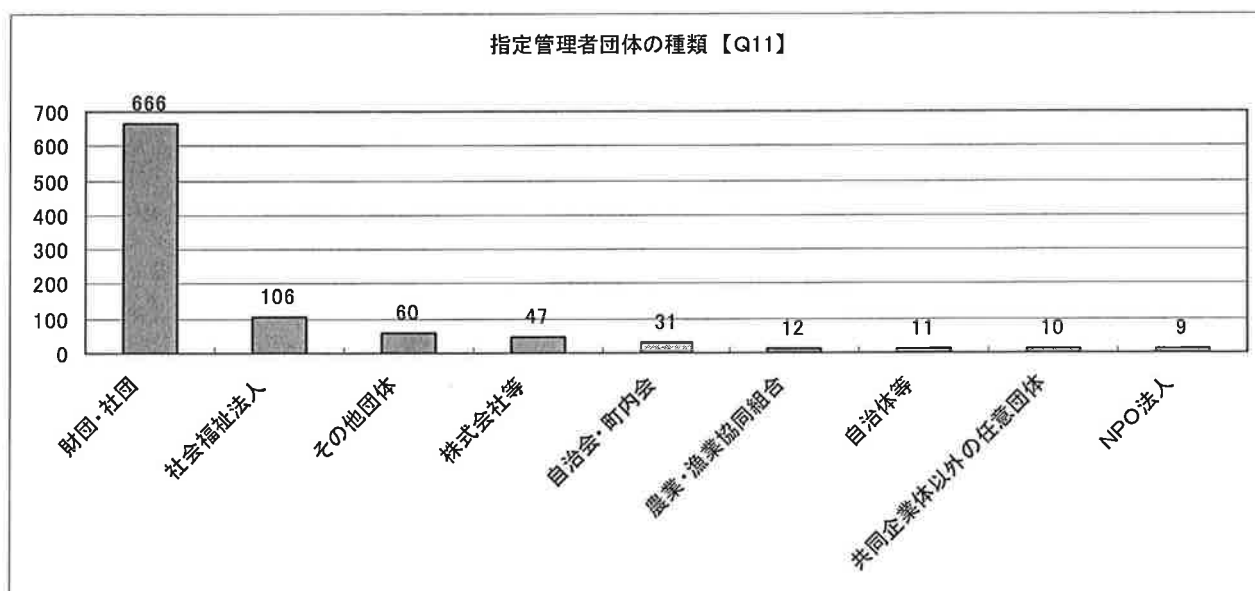
第2の領域（13施設）は、大洗港、鹿嶋港関係の、マリーナや海釣り公園などの施設や観光地の駐車場などである。

第3の領域（12施設）は、スポーツセンター、プール、体育館、サッカースタジアムなどであり、地域的には、鹿嶋、県南、県西地域が比較的多い。

利用料金制では、委託料と利用料金の「併用」型が多数である。

・NPO法人が指定管理者となっているのは、9施設であった。このうち体育館などスポーツ施設を対象とした鹿行地域の「スポーツクラブ」が5施設であった。

（グラフ3）指定管理者団体の種類



4. 指定管理者団体における自治体出資の有無【Q12】

（表4）指定管理者団体における自治体出資の有無

	数	%
自治体出資団体（50%以上）	556	63.4
自治体出資団体（50%未満）	173	19.7
自治体非出資団体	147	16.8
自治体出資法人が含まれている共同企業体	1	0.1

自治体出資団体（50%以上）が最も多く63.4%。自治体出資団体（50%未満）19.7%、自治体非出資団体が16.8%である。

5. 指定管理者選定に当たっての公募の有無【Q13】

(表5) 指定管理者選定に当たっての公募の有無

	施設数	%
公募して指定	326	34.8
公募しないで指定	610	65.2

「公募しないで指定」が60%以上である。「公募しないで指定」の団体の種類は、社会福祉協議会、社会福祉事業団、集会所・コミュニティーセンターなどである。

6. 指定管理者施設における従来の管理形態【Q14】

管理委託事業者と指定管理者の関係【Q14・1】

- ・指定管理者を導入した施設の従来の管理形態については、自治体からの「管理委託」が841施設で9割弱。「直営」は10%であった。
- ・管理委託形態を「委託管理」と回答した施設について、従来の管理委託者と指定管理者とが同じであるかどうかについては、従来の管理委託者と「同じである」が圧倒的に多い。

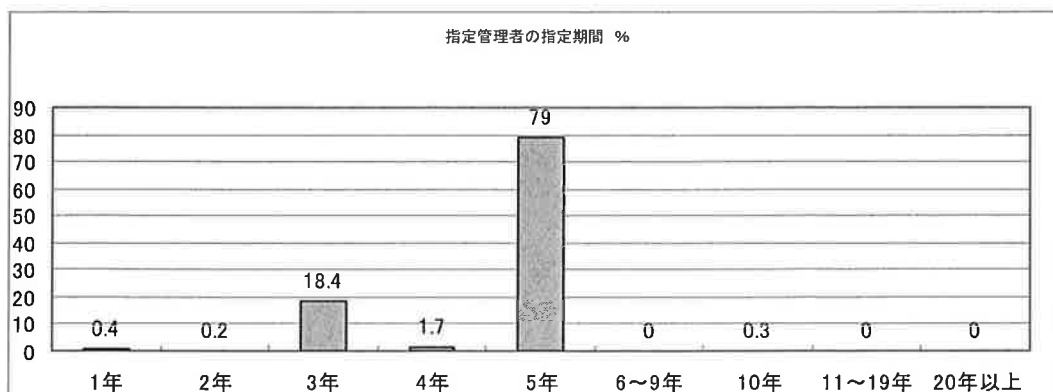
(表6) 従来の管理形態

		施設数	%
1	自治体の直営	101	10.6
2	管理委託	841	88.2
3	新規施設	11	1.2

7. 指定管理者の指定期間【Q16】

- ・指定期間では、「5年」が最も多く全体の80%を占めている。「3年」は18.4%であった。指定期間「5年」の施設の種類のうち、都市公園や児童公園などの「都市施設」が最も多く325施設、続いて住宅施設、スポーツ・レクリエーション施設の順となっている。「指定期間10年」は6施設である。次回の指定管理者の指定では、3年後の2009年そして5年後の2011年が大きな山場となる。

(グラフ4) 指定管理者の指定期間



(表 7) 指定管理期間「5年」の施設の種類の種類

No.	施設の種類の種類	施設数	構成比 %
1	福祉施設	77	10.2
2	社会教育・文化施設	28	3.7
3	市民利用施設	40	5.3
4	スポーツ・レクレーション施設	71	9.4
5	保健・医療施設	3	0.4
6	人権啓発施設	1	0.1
7	都市施設	325	43.0
8	労働・産業・保養施設	164	21.7
9	環境・廃棄物施設	37	4.9
10	学校関連施設	3	0.4
11	その他施設	7	0.9

8. 利用料金制度について

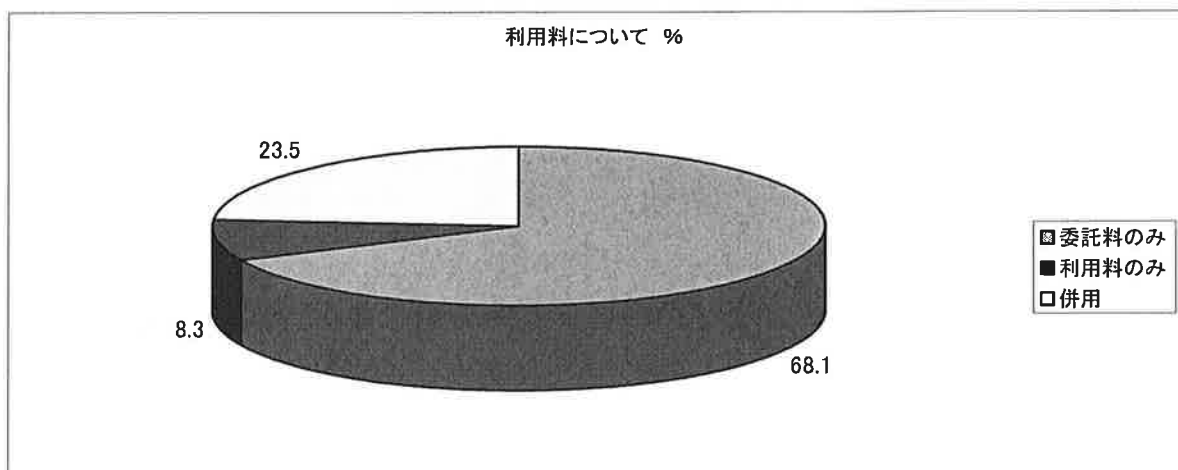
・指定管理者制度では、施設の利用料金を指定を指定管理者の収入とすることが可能となった。そこで、施設の運営費用が自治体からの委託料のみか、利用料金制度のみか、あるいは、その併用型であるのかについて見てみると。

自治体からの「委託料のみ」が 649 施設 (68.1%)、「利用料のみ」が 79 施設 (8.3%)、「併用」は 224 施設 (23.5%) であった。

「委託料のみ」の施設の種類の種類を見ると、公園、児童公園などの「都市施設」が最も多く 46.4%、次に、「住宅施設」が 25.3%で両施設で 71.4%を占めている。

一方、「利用料のみ」の施設の主な種類の種類は、「集会所・コミュニティセンター」(34.2%) や高齢者施設や物産販売所・保養・温泉施設などである。

(グラフ 5) 利用料について



(表 8) 利用料金について (施設数)

	施設の種類	委託料のみ	利用料のみ
1	福祉施設	72	18
2	社会教育・文化施設	15	1
3	市民利用施設	39	27
4	スポーツ・レクリエーション施設	39	1
5	保健・医療施設	3	1
6	人権啓発施設	1	0
7	都市施設	301	18
8	住宅施設	164	0
9	労働・産業・保養施設	10	12
10	環境・廃棄物施設	0	0
11	学校関連施設	0	0
12	その他施設	5	1

9.地域別・規模別の特徴

指定管理者の導入状況を地域別・規模別（市の部、町村の部）に見た場合、どのような特徴が認められるであろうか。

地域区分としては県内を次の5地域に分けた。

県北	北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、大子町、常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村
県央	水戸市、城里町、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市
鹿行	鉾田市、行方市、潮来市、鹿嶋市、神栖市
つくば・県南	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、阿見町、美浦村、稲敷市、牛久市、龍ヶ崎市、取手市、利根町、河内町、守谷市、つくばみらい市、
県西	桜川市、筑西市、下妻市、常総市、結城市、古河市、坂東市、八千代市、境町、五霞町

また、集計データを見やすくするために、施設の種類は、Q9「施設の種類」の12の大分類（福祉施設、社会教育・文化施設、市民利用施設、スポーツ・レクリエーション施設、保健・医療施設、人権啓発施設、都市施設、住宅施設、労働・産業・保養施設、環境・廃棄物施設、学校関連施設、その他施設）で集約した。

(1) 地域別の特徴

・県北、県央、鹿行の3つの地域では、「都市施設」（水戸市 288 施設）を除くと「スポーツ・レクリエーション施設」が最も多くの施設を占めている。2位は3地域とも「福祉施設」である。

一方、つくば・県南、県西地域の1位は「福祉施設」であるが、2位は、つくば・県南地域は「都市施設」、県西地域では「市民利用施設」である。

*県央地域の施設の構成比は「都市施設」（水戸市 288 施設）の影響が大きいため、県央地域の総数 367 から 288 を差引いた 79 を母数として算出した。

(表 9) 地域別の指定管理者導入施設数 上段 施設数 下段 構成比 %

	福祉施設	市民利用施設	スポーツ・レクリエーション施設	労働・産業・保養施設	都市施設
県北	44	33	48	33	14
	23.0	17.3	25.1	17.3	7.3
県央	22	22	24	4	
	27.8	27.8	30.4	5.1	
鹿行	17	2	21	9	3
	29.8	3.5	36.8	15.8	5.3
つくば・県南	24	12	4	3	14
	36.9	18.5	6.2	4.6	21.5
県西	14	12	7	7	10
	25.5	21.8	12.7	12.7	18.2

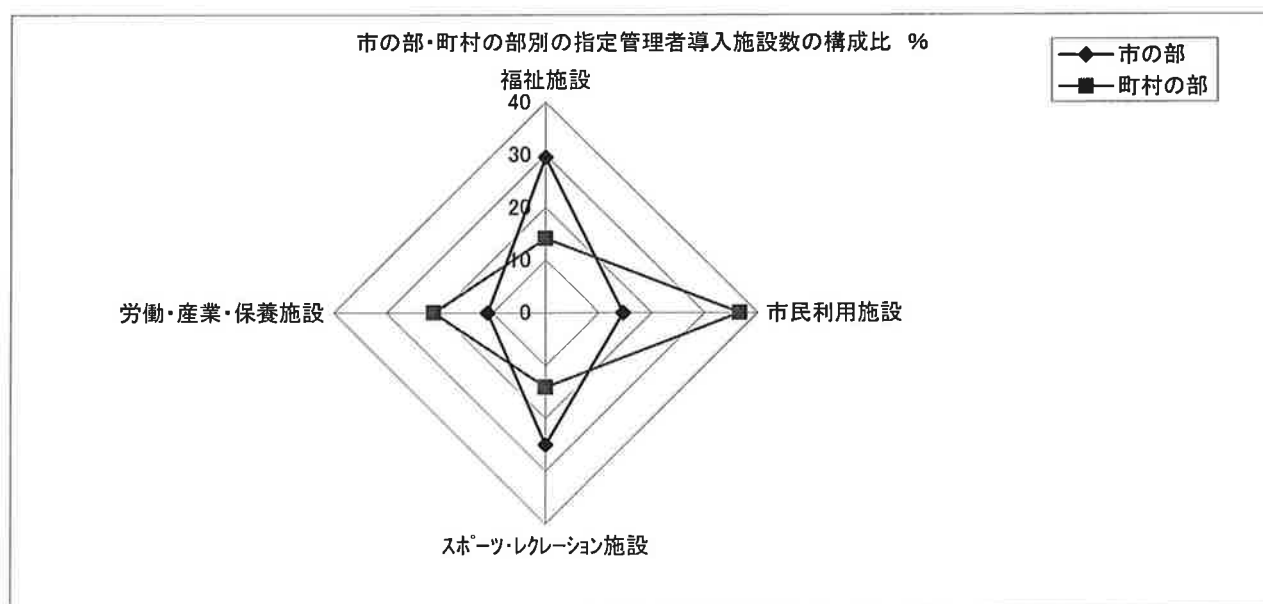
(2) 規模別（市の部、町村の部）の特徴

・市の部で「都市施設」（水戸市 288 施設）を除くと、最も多い施設は「福祉施設」（111 施設、28.6%）、続いて、「スポーツ・レクリエーション施設」（94 施設、25.0%）である。

*市の部の構成比は総数 664 水戸市の「都市施設」288 を差引いた 376 を母数として算出した。

・町村の部では、地域の集会所などの「市民利用施設」（26 施設、36.6%）、2 位は、物産販売所、道の駅、温泉施設などの「労働・産業・保養施設」（15 施設、21.1%）である。

(グラフ 6) 市の部・町村の部別指定管理者導入施設数の構成比 %



指定管理者制度の導入状況に関する調査票

※ Q1からQ6までは、Excel ファイル内の上部にある回答欄にあてはまる事柄および番号をご記入ください。

Q1-1 自治体名をご記入ください。

Q1-2 担当課名をご記入ください。

Q1-3 担当者名をご記入ください。

Q1-4 連絡先電話番号をご記入ください。

Q2 貴自治体は下記のいずれに該当しますか。

- | | | | | | |
|---------|-----------|--------|--------|------|--------|
| 1. 都道府県 | 2. 政令指定都市 | 3. 中核市 | 4. 特例市 | 5. 市 | 6. 特別区 |
| 7. 町村 | | | | | |

Q3 貴自治体における「公の施設」はいくつありますか。

※ 施設数の数え方例：公営住宅（200 団地）→ 200 施設

都市公園（50 ヲ所）→ 50 施設

〇〇地区センター

△△地区センター → 1 施設ずつ数え、合計 3 施設

□□地区センター

施設

Q4 貴自治体では指定管理制度を導入していますか。

- | | |
|---------|----------|
| 1. している | 2. していない |
|---------|----------|

Q5 指定管理者に移行または新たに導入した施設はいくつありますか。

※ Q3の施設の数え方にならない、指定団体が同じである場合又は同種の施設を一括で指定している場合でも、施設ごとにカウントしてください。

施設

Q6 貴自治体が加盟している広域連合もしくは一部事務組合では、指定管理者制度を導入していますか。

- | | |
|---------|----------|
| 1. している | 2. していない |
|---------|----------|

※ Q7以降は、調査票の表内の各設問について別紙1の記入例にならない、施設ごとにあてはまる事柄および番号をご記入ください。なお、施設数が表内に収まりきらない場合は、行を挿入しご記入ください。

Q7 施設名をご記入ください。

Q8 Q7の施設名称にあたる施設数をご記入ください。

※ Q3の施設の数え方にならい、施設数をご記入ください。

Q9 施設の種別を以下の選択肢から選び、番号をご記入ください。

1 福祉施設

1. 保育所 2. 児童館・学童クラブ 3. 子ども家庭支援センター 4. 障害者施設
5. 高齢者施設 6. その他福祉施設

2 社会教育・文化施設

7. 劇場(ホール)・文化会館 8. 図書館 9. 博物館 10. 美術館 11. 公民館
12. 生涯学習センター 13. 青年の家・少年自然の家 14. その他社会教育・文化施設

3 市民利用施設

15. 市民会館・公会堂 16. 集会所・コミュニティセンター 17. その他市民利用施設

4 スポーツ・レクレーション施設

18. 体育館 19. プール 20. 競技場(陸上、テニスコート、野球場等)
21. その他スポーツ・レクレーション施設

5 保健・医療施設

22. 病院 23. 診療所 24. 老人保健施設 25. リハビリセンター
26. その他保健・医療施設

6 人権啓発施設

27. 人権センター 28. 男女共同参画センター 29. その他人権啓発施設

7 都市施設

30. 都市公園 31. 公共駐車場 32. 公共駐輪場 33. 墓地 34. 葬祭場・火葬場
35. 港湾施設 36. その他都市施設

8 住宅施設

37. 公営住宅 38. その他住宅施設

9 労働・産業・保養施設

39. 労働関係施設 40. 産業関連施設 41. 保養施設・温泉施設等
42. その他労働・産業・保養施設

10 環境・廃棄物施設

43. リサイクルセンター 44. ごみ処理施設 45. し尿処理施設

11 学校関連施設

47. 給食施設 48. その他学校関連施設

12 その他施設

49. その他施設(複合施設を含む)

(注) 施設の種別は次を参考にしてください。分類が難しい施設は貴自治体の判断で分類してください。

- 障がい者施設(障がい者福祉センター、知的障がい者援護施設、生活ホーム、福祉作業所、通所施設など)
- 高齢者施設(特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センター、デイサービスセンター、老人福祉センターなど)
- 社会教育・文化施設と市民利用施設(いずれか分類が難しい施設は貴自治体の判断で選んでく

ださい)

Q10 指定管理者名をご記入ください

例：社団法人〇〇公社

Q11 団体の種類を以下の選択肢から選び、番号をご記入ください。

- | |
|--|
| 1. 財団・社団 2. 道路・住宅・土地公社 3. 株式会社等 4. 社会福祉法人
5. 医療法人 6. 学校法人 7. NPO 法人 8. 自治会・町内会
9. 農業・漁業協同組合 10. 生活協同組合 11. 労働者協同組合
12. 共同企業体(複数団体が協働する形式) 13. 共同企業体以外の任意団体
14. 自治体・広域連合・一部事務組合 15. その他団体 |
|--|

Q12 自治体の出資の有無を以下の選択肢から選び、番号をご記入ください。

- | |
|---|
| 1. 自治体出資団体(50%以上) 2. 自治体出資団体(50%未満)
3. 自治体非出資団体 4. 自治体出資法人が含まれている共同企業体 |
|---|

Q13 公募の有無について以下の選択肢から選び、番号でご記入ください。

- | |
|-----------------------|
| 1. 公募して指定 2. 公募しないで指定 |
|-----------------------|

Q14 従来の管理形態について以下の選択肢から選び、番号でご記入ください。

- | |
|------------------------------------|
| 1. 自治体の直営(業務委託を含む) 2. 管理委託 3. 新規施設 |
|------------------------------------|

Q14-1 Q14 で2とお答えになった場合のみお聞きします。管理委託の事業者と指定管理の事業者とは同じですか？以下の選択肢より番号でご記入ください。

- | |
|--------------------|
| 1. 同じである 2. 異なっている |
|--------------------|

Q15 指定開始日を以下の例のようにご記入ください。

例：2006. 4. 1

Q16 指定期間を以下の選択肢から選び、番号でご記入ください。

- | |
|--|
| 1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年 5. 5年 6. 6～9年 7. 10年
8. 11～19年 9. 20年以上 |
|--|

Q17 利用料金制について以下の選択肢から選び、番号でご記入ください。

- | |
|-------------------------|
| 1. 委託料のみ 2. 利用料のみ 3. 併用 |
|-------------------------|

ご協力ありがとうございました。